

令和2年度6月補正予算の概要

国の第2次補正予算の成立を受けて実施する、ひとり親世帯に対する臨時特別給付金の支給や学校における「学びの保障」のための体制整備のほか、国のマイナポイント事業と合わせて実施する市独自ポイント事業の実施など、緊急を要する経費について補正予算を編成しました。

1 予算の規模

(単位：千円)

会計名(補正号数)		補正前の額	補正額	計
一般会計(第3号)		41,825,595	240,990	42,066,585
特別会計	学校給食会計(第2号)	286,218	【財源組替】0	286,218

2 補正予算の主な内容

【一般会計】

(1) 子育て世帯への支援拡大のため、議会運営費を削減 △3,340千円

[議会事務局]

三木市議会からの要請を受けて、各議員に交付される政務活動交付金や各委員会の行政視察等に係る経費を減額し、減額によって捻出した財源を活用して、子育て世帯に対する市独自の支援の対象世帯をさらに拡大します。

内容	金額(千円)	⇒	内容	金額(千円)
議会運営費の減額により捻出された財源	3,340		子育て世帯臨時特別給付金を拡充※	3,800
地方創生臨時交付金	460			

※拡充内容は(5)に記載

(2) ひとり親世帯への支援のための財源の確保

市長等特別職の給料等の減額や市職員互助会からの寄附金を新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けやすい、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に対する支援に必要な財源に充てます。

① 市長、副市長、教育長の給料等の減額 **△2,902 千円**
[総務部 総務課、教育総務部 教育総務課]

市長、副市長、教育長の給料等を減額します。

- 【減額内容】・給料（7月～12月（6か月）） 1/10 減額
 ・期末手当（12月） 1/10 減額

② 市職員互助会からの寄附金の活用 **10,000 千円**
[総務部 財政課]

市職員互助会から申し出のあった寄附を受けて、新型コロナウイルス感染症対策に活用します。

内容	金額(千円)		内容	金額(千円)
①特別職の職員の給料等の減額により捻出された財源	2,902	⇒	児童扶養手当受給世帯	全体
②市職員互助会からの寄附金	10,000		緊急支援給付事業（6月4日提出補正予算）に充当	17,150 うち 12,902

(3) 自立相談支援体制を強化【国庫補助】 **1,510 千円**
[健康福祉部 福祉課] (P6～8 参照)

新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮される方からの相談や住居確保給付金の申請が増加していることから、新たに事務職員1名を配置し、相談支援体制の強化を図ります。

(4) 認定こども園等に対する感染拡大防止対策の支援【国県補助】 **20,000 千円**
[教育振興部 教育・保育課] (P9 参照)

認定こども園や保育所、幼稚園、アフタースクールの各施設において、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、国・県の補正予算を活用し、飛沫防止パネルやマスク、除菌スプレー等を市が一括で購入して、各施設に配布します。

【対象施設】

- (1) 認定こども園 21 施設
- (2) 保育所 2 施設
- (3) 幼稚園 4 園
- (4) アフタースクール 13 事業所

(5) 子育て世帯臨時特別給付金の対象世帯をさらに拡大【市独自】 3,800 千円

[健康福祉部 子育て支援課] (P10 参照)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら、国の子育て世帯臨時特別給付金の対象外となっている児童のいる世帯に対し、児童1人当たり1万円を支給します。(1)の減額により捻出した財源を活用した対象児童の拡大)

【対象児童】 令和2年6月1日～令和3年3月31日に生まれた児童

※国の制度で支給対象外の令和2年4月1日～5月31日に生まれた児童分は、6月4日提出の補正予算に計上

【支給額】 対象児童1人につき1万円

(6) ひとり親世帯に臨時特別給付金を支給【国庫補助】 60,020 千円

[健康福祉部 子育て支援課] (P11～13 参照)

新型コロナウイルス感染症の影響で、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、臨時特別給付金を支給します。

(7) マイナポイントに三木市独自のポイントを上乘せ【市独自】 50,000 千円

[産業振興部 商工振興課] (P14～16 参照)

本年9月から開始されるマイナポイント事業（マイナンバーカードの機能を活用した電子版のプレミアム付商品券またはポイント付与事業）に合わせ、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用し、市独自のポイントを上乘せします。

(8) 商店街お買い物券の発行等を支援（拡充）【市独自】 9,000 千円

[産業振興部 観光振興課] (P17 参照)

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいる市内経済を回復させるため、市内の商店街等で利用できるプレミアム付きお買い物券の発行について、経済効果をさらに高めるため、発行額を増やせるよう支援を拡充します。

お買い物券の発行予定数【1セット:1万2千円分を1万円で販売、プレミアム率20%】

	発行額	予算額
当初	69,000 千円 (5,750 セット×12,000 円)	15,500 千円
拡充後	120,000 千円 (10,000 セット×12,000 円)	24,500 千円

(9)「学びの保障」のための体制整備

① スクール・サポート・スタッフの配置【県補助】 **16,988 千円**

[教育総務部 教育総務課] (P18 参照)

新型コロナウイルス感染症対策の強化などで業務が増加している教職員の負担を軽減するため、小・中・特別支援学校に教職員の業務を支援するスクール・サポート・スタッフ（地域の人材）を配置します。

なお、スタッフには、教育実習生や新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト先の閉店等により困窮している大学生等の雇用を予定しています。

② 熱中症対策や感染症対策等の安全確保対策【国庫補助・市独自】 **39,624 千円**

[教育総務部 教育総務課、教育施設課] (P19～20 参照)

教室内の換気のためのサーキュレーターの設置や夏休み期間の短縮による授業時間の確保に伴う熱中症対策のためのネッククーラーの配布、下校時のスクールバスの運行など、学校生活における子どもたちの安全を確保するための対策を実施します。

③ 小・中学校の就学援助の申請要件を拡大【市独自】 **8,000 千円**

[教育振興部 学校教育課] (P21 参照)

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、就学に必要な費用の支払いが困難となった方を支援するため、通常の前年所得による認定に加え、申請要件を拡大し、急変後の世帯の収入状況による認定も可能とします。

④ 夏休み等の給食費を無償にします【市独自】 **36,190 千円**

[教育総務部 教育施設課] (P22 参照)

夏休み期間の短縮や学校行事の振替等により授業時間数を確保するため、例年に比べて6月以降の給食回数が増加しますが、保護者の負担を軽減するため、一般会計が増加分の給食費を負担し、夏休み等の給食費を無償にします。

○一般会計からの繰出額 36,190 千円

【学校給食特別会計】

上記(9)④を受けた財源の組み替え

学校給食費負担金 Δ 36,190 千円 ⇒ 一般会計繰入金 36,190 千円

(10) 芸術文化公演の再開に対する支援

2,100 千円

[教育総務部 文化・スポーツ課] (P23 参照)

兵庫県の新型コロナウイルス感染症対策対処方針で、イベント等の施設収容率は50%以内と示されており、芸術・文化活動への影響が懸念されることから、三木市文化会館で芸術文化公演等を実施する場合に施設使用料を1/2に軽減します。

助成対象：7月1日～12月31日の間における、舞台芸術の公演及びそれに伴う練習での三木市文化会館（大ホール及び小ホール）の使用



令和2年度三木市一般会計補正予算について
 (生活困窮者相談支援体制の強化について)

1 補正の理由

今般、国の2次補正予算案が閣議決定され、生活困窮者への相談支援体制の強化のため、約60億円が計上された。

それを踏まえ、国の制度改正による支給対象の拡大及び要件の緩和により、申請件数が大幅に増加した住居確保給付金について、滞りなく申請処理を行えるよう、事務職員を配置する。

また、外国籍の方への支援を強化するため、多言語音声翻訳機器を購入する。

2 補正内容

(1) 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の配置

- ① 配置人数 1人
- ② 配置期間 8ヶ月(令和2年8月～令和3年3月)
- ③ 補正予算提案額
1,480千円(財源:2次補正国庫補助3/4、臨時交付金1/4)

【参考①】住居確保給付金の相談・申請状況

区分	今年度(R2.5末時点)	参考:前年度(通年)
相談	58件	7件
申請	8件	5件

【参考②】住居確保給付金の制度改正(R2.4～)

区分	改正内容
対象拡大	従来は「離職・廃業後2年以内」のみだったが、「就労先の休業等、個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少」した場合も追加

要件緩和	ハローワークへの求職申込みが必要だったが、当面の間、不要に。
------	--------------------------------

(2) 外国籍の方への対応のための多言語音声翻訳機器の購入

- ① 購入個数 1 個
- ② 配置場所 福祉課
- ③ 補正予算提案額
30 千円（財源：2 次補正国庫補助 3/4、臨時交付金 1/4）

【参考】外国籍の方からの相談件数

区分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
相談件数	3 件	6 件	5 件	3 件	3 件

※R 2 年度は、R2.5 末時点の件数

【別添】住居確保給付金の制度概要

区分	概要																
<p>対象要件 (①～④ いずれも 満たす必 要あり)</p>	<p>①主たる生計維持者が、次のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離職・廃業後 2 年以内 ・ 個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、 離職・廃業と同程度まで減少 <p>②直近の月の世帯収入合計額が、 市町村民税の均等割が非課税となる額の 1/12 と、家賃（上限は生活保護の住宅扶助基準）の合計額を超えていないこと</p> <p>《三木市の場合（世帯人数 5 人以上は別途相談）》</p> <table border="1" data-bbox="512 813 1350 1032"> <tr> <td>世帯人数 1 人</td> <td>1 1 0, 3 0 0 円以下</td> </tr> <tr> <td>〃 2 人</td> <td>1 5 4, 0 0 0 円以下</td> </tr> <tr> <td>〃 3 人</td> <td>1 8 2, 0 0 0 円以下</td> </tr> <tr> <td>〃 4 人</td> <td>2 1 7, 0 0 0 円以下</td> </tr> </table> <p>③現在の世帯の預貯金合計額が、市町村民税の均等割が非課税となる額の 6/12 を超えないこと</p> <p>《三木市の場合》</p> <table border="1" data-bbox="512 1193 1350 1413"> <tr> <td>世帯人数 1 人</td> <td>4 6 8, 0 0 0 円以下</td> </tr> <tr> <td>〃 2 人</td> <td>6 9 0, 0 0 0 円以下</td> </tr> <tr> <td>〃 3 人</td> <td>8 4 0, 0 0 0 円以下</td> </tr> <tr> <td>〃 4 人以上</td> <td>1, 0 0 0, 0 0 0 円以下</td> </tr> </table> <p>④誠実かつ熱心に求職活動を行うこと (当面の間、ハローワークへの求職申込みは不要)</p>	世帯人数 1 人	1 1 0, 3 0 0 円以下	〃 2 人	1 5 4, 0 0 0 円以下	〃 3 人	1 8 2, 0 0 0 円以下	〃 4 人	2 1 7, 0 0 0 円以下	世帯人数 1 人	4 6 8, 0 0 0 円以下	〃 2 人	6 9 0, 0 0 0 円以下	〃 3 人	8 4 0, 0 0 0 円以下	〃 4 人以上	1, 0 0 0, 0 0 0 円以下
世帯人数 1 人	1 1 0, 3 0 0 円以下																
〃 2 人	1 5 4, 0 0 0 円以下																
〃 3 人	1 8 2, 0 0 0 円以下																
〃 4 人	2 1 7, 0 0 0 円以下																
世帯人数 1 人	4 6 8, 0 0 0 円以下																
〃 2 人	6 9 0, 0 0 0 円以下																
〃 3 人	8 4 0, 0 0 0 円以下																
〃 4 人以上	1, 0 0 0, 0 0 0 円以下																
<p>支給額の 上限</p>	<p>生活保護の住宅扶助基準(月額)</p> <p>《三木市の場合》</p> <table border="1" data-bbox="512 1626 1350 1899"> <tr> <td>世帯人数 1 人</td> <td>3 2, 3 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>〃 2 人</td> <td>3 9, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>〃 3～5 人</td> <td>4 2, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>〃 6 人</td> <td>4 5, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>〃 7 人以上</td> <td>5 0, 4 0 0 円</td> </tr> </table>	世帯人数 1 人	3 2, 3 0 0 円	〃 2 人	3 9, 0 0 0 円	〃 3～5 人	4 2, 0 0 0 円	〃 6 人	4 5, 0 0 0 円	〃 7 人以上	5 0, 4 0 0 円						
世帯人数 1 人	3 2, 3 0 0 円																
〃 2 人	3 9, 0 0 0 円																
〃 3～5 人	4 2, 0 0 0 円																
〃 6 人	4 5, 0 0 0 円																
〃 7 人以上	5 0, 4 0 0 円																
<p>支給期間</p>	<p>原則 3 か月（最長 9 か月まで延長できる場合あり）</p>																

令和2年度三木市一般会計補正予算について
 (新型コロナウイルス感染症対策に係る物品の購入について)

1 概要

新型コロナウイルス感染症対策として、市内の保育所等の就学前施設及びアフタースクールにおいて、更なる感染拡大防止対策を図るため、飛沫防止パネル、非接触型体温計、マスクなどの物品を配備する。

2 対象施設

(1) 保育所、認定こども園等	23 施設
(2) 幼稚園	4 施設
(3) アフタースクール	13 施設
計	40 施設

3 補正予算額 20,000 千円 (補助率 10/10)

4 内容

1 施設当たり 50 万円を上限に物品を購入し、各施設へ配布する。

飛沫防止パネル	8,800 千円
非接触型体温計	840 千円
マスク (子ども用含む)	5,600 千円
除菌・衛生用品	4,760 千円
合計	20,000 千円

令和2年度三木市一般会計補正予算について
(子育て世帯への臨時特別給付金補完事業について)

1 目的

国が実施する「子育て世帯への臨時特別給付金」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている世帯を、令和2年3月31日までに生まれた児童のいる世帯としているが、4月1日以降に生まれた児童のいる世帯も、明らかに影響を受けていると考えられるため、市独自で給付金(一時金)を支給する。

また、緊急事態宣言が解除された以降も、新型コロナウイルス感染症の影響は継続していることから、4月・5月生まれに加えて、今年度末まで期間を延長する。

2 支給対象者

令和2年6月1日～令和3年3月31日に生まれた児童のいる世帯。

ただし、所得制限を超えている特例給付の世帯、公務員、支給を希望しない申出のあった者を除く。

3 給付額

対象児童1人につき1万円

4 給付金の受給の方法

- (1) 申請不要
- (2) 給付金の案内を郵送または窓口で配布する。
- (3) 児童手当の登録銀行口座へ振込みとする。
- (4) 振込通知を郵送する。

5 支給開始日

受付月ごとに月末締め、翌月末に支給する。

令和2年度三木市一般会計補正予算について
(ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業について)

1 目的

一人で子育てと仕事を担うひとり親世帯のうち、児童扶養手当を受給している世帯は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校園の臨時休業や就労先の休業等により子育てに対する負担の増加や収入の減少などの影響が深刻になりやすいと考えられるため、臨時特別給付金を支給する。

2 支給対象者

(1) 児童扶養手当受給世帯等への給付

①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者

②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

(2) 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付

上記①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があった者

3 給付額

(1) 基本給付

支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうち1人以外の監護等児童につきそれぞれ3万円を加算した額とする。

(2) 追加給付

支給対象者者(1)①及び(1)②のうち、新型コロナウイルス感

染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があった者に対して、5万円を1回に限り支給する。

4 給付金の申請及び受給の方法

- (1) 申請不要(支給対象者(1) ①の対象者)
※児童扶養手当の登録銀行口座へ振込む。
- (2) 申請必要(支給対象者(1) ②③、(2) の対象者)
※申し出のあった口座へ振込む。
- (3) 振込通知を郵送する。

5 支給開始日

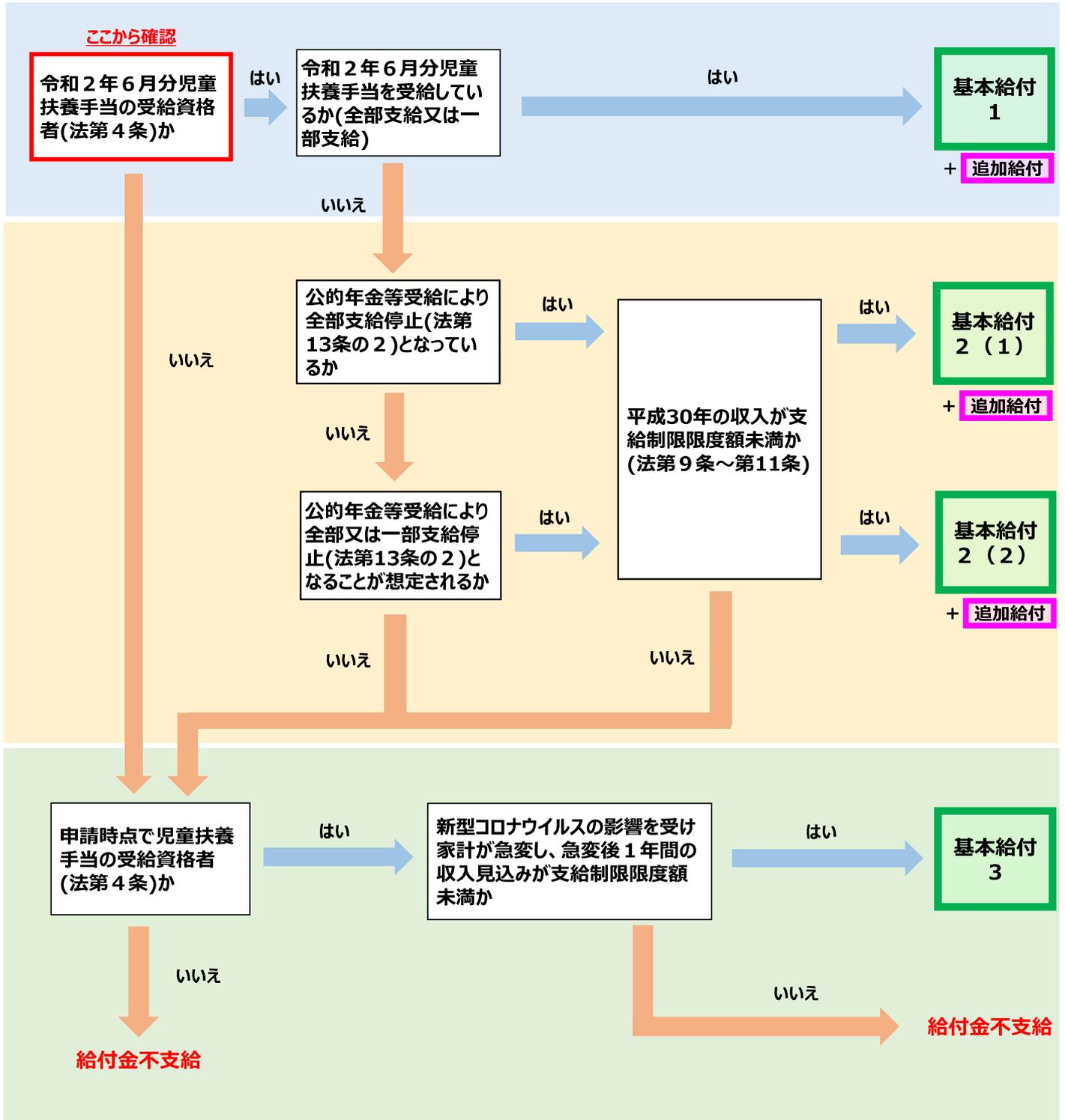
支給対象者(1)①の基本給付の支給は8月中に、申請が必要な収入減少世帯及び追加給付は、申請内容の審査完了後、9月以降に児童扶養手当の登録銀行口座または申し出のあった口座へ振込む。

6 支給要件の確認フローチャート 別紙のとおり

ひとり親世帯臨時特別給付金 支給要件確認フローチャート

- 〔基本給付 支給対象者〕**
- 1：児童扶養手当受給者
 - 2（1）：公的年金給付等受給者
(児童扶養手当の認定あり)
 - 2（2）：公的年金給付等受給者
(児童扶養手当の認定なし)
 - 3：家計急変者

- 〔追加給付 支給対象者〕**
- 「1：児童扶養手当受給者」及び「2（1）及び2（2）：公的年金給付等受給者」のうち、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があった者



令和2年度三木市一般会計補正予算について
(マイナポイント事業への三木市独自ポイント上乗せ
について)

1 概要

本年9月から国により開始されるマイナポイント事業（マイナンバーカードの機能を活用した電子版のプレミアム付商品券またはポイント付与事業）について、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用し、市独自のポイントを上乗せします。

2 事業目的

新型コロナウイルス影響により、売り上げが減少している中小規模の市内店舗等への市内外からの消費呼び込み

3 ポイントの愛称

みつきいとくとく・マイナポイント（略称：みきマイナ（MMP））

4 独自ポイント上乗せ対象について

市内店舗等で、マイナポイントを用いて飲食・買い物等をした場合、利用額に対し、「みきマイナ」を上乗せ

5 プレミアム率

(1) マイナポイント 上限25% 5,000円（国負担）

(2) みきマイナ（MMP） 上限25% 5,000円（市負担）

→他市でマイナポイントを利用すると、2万円で2万5千円の利用が可能であるところ、三木市内の対象店舗等を利用すると2万円で3万円の利用が可能となる。

6 マイナポイントを利用可能な決済手段

WAON、PayPay等、全84手段

7 みきマイナを上乗せ可能な決済手段

総務省マッチングにより、決済事業者を1～2者を選定

8 今後の予定

【市民】

- － マイナポイント予約（マイキーID設定）
- 7月～ マイナポイント申込
（決済事業者を1つ選択。変更不可）
- 9月～3月
マイナポイント利用

【三木市】

- 6～7月 みきマイナ決済事業者選定及び調整
- 7月～ マイナポイント予約拠点を開設（2～3か所）
みきマイナ決済事業者を決定・公表
- 8月 市内店舗向けマイナポイント・みきマイナ説明会
- 9月～3月 みきマイナ利用の調整・支払い

【市内店舗等】

- 8月 市が実施する説明会に参加
- 9月～3月 マイナポイント利用客に対応

項目	マイナポイント事業へ三木市独自ポイントを上乘せ(産業振興部 商工振興課)	事業費: 5,000万円
-----------	--------------------------------------	---------------------

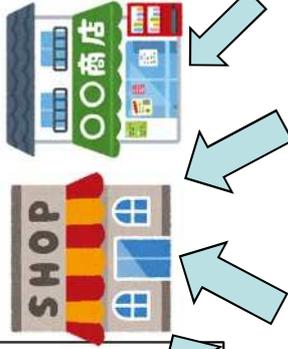
本年9月から国により開始されるマイナポイント事業(マイナンバーカードの機能を活用した電子版のプレミアム付商品券事業)について、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用し、市の独自ポイントを上乗せします。市内商店での利用に限って独自ポイントを上乗せすることで、新規需要の創出及び市外からの需要呼び込みを図ります。



利用までの流れ (お客様)

マイナポイント予約	7月~	9月~	9月~
マイナンバーカードを用いて、マイキーIDを設定 ID ***** (上限4,000万人)	マイナポイント申込 マイナポイントを 使う決済サービスと して、QRコード決 済やICカード等 のサービスの中から 1つを 選択 (変更不可)	マイナポイント取得 選択した民間キャッ シュレス決済サービ ス(ペイペイなど) のポイントとしてマ イナポイントを取得	マイナポイント利用 取得したマイナポイ ントをいつものお買 い物で利用。(市内 外どこでも利用可 能)

市内店舗での
マイナポイント
の使用に市の
独自ポイントを上乗せ



マイナポイントをさらにお得に
することで、市内店舗への来客
の増加を図る

※店舗向け説明会は8月予定

市内店舗



【マイナポイントのみ参加】
マイナポイント参加の決済事業
者の決済を取り入れていれば
お客様の利用を待つのみ

【市の独自ポイントに参加】
市が指定する決済事業者へ
申し込み等



【マイナポイント】 25% 5,000円
2万円で2.5万円の買い物物が可能

【独自ポイント上乘せ】 上限 25% 5,000円
市内商店で、市が指定する決済を使えば
2万円で3万円の買い物物が可能

→ **最大50%、1万円のプレミアム率となる。**

- 【狙い】**
- ・ 交流人口の拡大
 - ・ マイナポイントの
市内店舗への誘導
 - ・ キャッシュレスの推進
 - ・ 地域経済活性化

令和2年度三木市一般会計補正予算について
(商店街お買い物券・ポイントシール事業の拡充
について)

1 拡充内容

- (1) セット数：10,000セット(4,250セット増)
- (2) 補助金：プレミアム分及び事務費＝24,500千円
(9,000千円増)
- (3) 拡充理由：市議会への提案時には、県事業における補助金を活用し、県からの補助金の枠内だけで当該事業を実施しようとしていたが、地域商業の活性化や消費喚起を促すために必要な予算を確保することが重要であると判断したため。

令和2年度三木市一般会計補正予算について
 (スクール・サポート・スタッフ配置事業について)

1 概 要

学校の再開に伴い、新型コロナウイルス感染症対策として児童生徒の健康観察や教室等の消毒、家庭への配布プリントの印刷等の補助など、教職員が児童生徒の「学びの保障」のために授業準備などに注力できるよう、地域人材等を活用してスクール・サポート・スタッフを市内の小中学校、特別支援学校すべてに各1名配置する。

2 補正予算額 16,988千円

(内訳)

スクール・サポート・スタッフ 24人分

報酬、手当	16,080千円 (補助率 10/10)
交通費	908千円 (補助対象外)

※みなぎ台小学校は、県費負担で既に配置済

※補助対象外は、地方創生臨時交付金を充当予定

3 配置期間 7月中旬～令和3年3月下旬

4 主な業務内容

- ・家庭用教材、配布物等の印刷
- ・教室内の換気や消毒等の感染対策
- ・児童生徒の健康観察
- ・欠席者の連絡や取りまとめ

令和2年度三木市一般会計補正予算について
(臨時休業からの学校再開等支援事業について)

1 概要

段階的な学校再開に伴い、学校の感染症対策を徹底しながら、子どもたちの学習保障をするために必要な備品等の整備を行う。

2 補正予算額

	校数	金額	国庫補助金 (1/2)
小学校	16校	20,500千円	10,250千円
中学校	8校	10,000千円	5,000千円
特別支援学校	1校	1,000千円	500千円
合計	25校	31,500千円	15,750千円

※1校当たり上限額：100万円～150万円

※補助金以外は、地方創生臨時交付金を充当予定

3 主な整備内容

ネッククーラー	5,600個
大型扇風機	50台
スポットクーラー	50台
サーキュレーター	446台
空気清浄機	112台
大型モニター	25台

令和2年度三木市一般会計補正予算について
(小学校通学対策事業について)

1 概要

新型コロナウイルス感染症対策の影響により、夏季休業期間が短縮されるため、炎天下での通学の熱中症対策として、遠距離の徒歩通学の児童を対象とした臨時のスクールバスを下校時のみ運行する。

また、従来から自費で路線バスを利用して通学している児童については、下校時のバス運賃を補助する。

2 運用期間

令和2年7月21日から8月31日までの23日間

3 補正予算額(8,124千円)

※全額、地方創生臨時交付金を充当予定

(1) スクールバス(下校時のみ運行)

登校時の集合場所から学校までの距離が2km以上を対象とする。

	対象校	金額
送迎委託料	7校	8,050千円

※ 臨時のスクールバスを運行する学校は9校であるが、その内2校は市が管理するバスを運行する。

(2) 路線バス

下校時の運賃を補助

	対象児童	金額
通学補助金	32人	74千円

令和2年度三木市一般会計補正予算について
 (就学援助費の拡充について)

1 概 要

三木市では、経済的な理由により、小・中学校へ就学させることが困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校で必要とされる費用の一部を援助している。

このたびの新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、就学に係る費用の支払いが困難となった方を対象に、前年所得ではなく、現在(令和2年1月～6月)の世帯の収入状況により審査し、所得基準以下であれば就学援助の対象とする。

2 補正予算額 8,000千円

(内訳 小学校費 4,200千円、中学校費 3,800千円)

3 学年別年間経費について

(円)

区 分	学用品	通 学 用 品	新入学 用 品	校外活 動 費	修学旅 行 費	卒業ア ルバム	学校給 食費用	合 計
小1	14,700	0	51,060	3,000	0	0	43,340	112,100
小2～小5	14,700	2,270	0	3,000	0	0	43,340	63,310
小6	14,700	2,270	60,000	3,000	20,000	10,000	43,340	153,310
中1	28,900	0	0	3,000	0	0	45,100	77,000
中2	28,900	2,270	0	3,000	0	0	45,100	79,270
中3	28,900	2,270	0	3,000	65,000	10,000	45,100	154,270

令和2年度三木市学校給食事業特別会計補正予算について（学校給食費保護者負担金の軽減について）

1 概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い4・5月が臨時休校となり、授業日数を確保するために夏休みの短縮や学校行事の見直しを行う。

このため、例年と比べて6月以降の給食回数が増加するが、今年度に限り、増額分の給食費については市が負担し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図る。（8月分は、1か月分を市が負担する。）

2 積算根拠

	一人当たり軽減額 (夏休み+増加分) (A)	児童生徒数 (B)	軽減額 (市負担額) (A×B)
小学校 特別支援学校	6,640 円	3,110 人	20,651 千円
中学校	9,700 円	1,602 人	15,539 千円
合 計			36,190 千円

3 歳入

上記の軽減額（市負担額）を一般会計から繰り入れる。

※市負担額（一般会計）については地方創生臨時交付金を充当。

令和2年度三木市一般会計補正予算について
(芸術文化公演再開緊急支援事業について)

1 概要

芸術文化活動の早期再開に繋げるため、兵庫県の芸術文化公演再開緊急支援事業制度を活用し、新型コロナウイルス感染症対策対処方針を遵守して、舞台芸術等の公演を行う場合に、施設使用料の1/2を市が負担することにより使用者の負担を軽減する。

2 芸術文化公演再開緊急支援事業

(1) 事業内容

感染拡大予防ガイドラインを遵守して舞台芸術の公演(音楽・演劇・バレエ・舞踏・パフォーマンス等)を実施する場合に施設使用料を1/2に軽減する。

対象は、文化会館の大ホール及び小ホールの使用料のみ(練習室、控室、機械設備等の使用料は対象外)

(2) 事業実施対象期間

令和2年7月1日～12月31日

3 補正予算額 2,100千円

(財源内訳)

- ・芸術文化公演再開緊急支援事業助成金 1,050千円
- ・地方創生臨時交付金 1,050千円